

第20条（適用除外）

（適用除外）

第二十条 第十五条及び第十六条の規定は、国及び地方公共団体に適用しない。

1 本条の概要

本条は、国及び地方公共団体に対する法第15条及び第16条の規定の適用を排除し、報告の徴収、助言、指導及び勧告並びに公表の対象から、国及び地方公共団体である事業者を除外する旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

法第2条第1項の規定により、「事業者」は「法人その他の団体及び事業を行う個人」と定義されているところ、国及び地方公共団体については、「法人」に含まれるため、「事業者」として、法第11条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公益通報対応義務等を負うこととなる。

国及び地方公共団体は、公益のために法令を制定し、又は公益のための秩序維持を図るものであり、その公益を自ら害することは通常想定し難く、仮に国及び地方公共団体において公益通報対応義務等に関係する職務に従事する職員が職務上の義務に違反し、又はその職務を怠った場合は、国家公務員法等の規定による監督措置がとられることとなる。

よって、国及び地方公共団体に係る公益通報対応義務等については、法において履行確保の手段を設ける必要性が低いため、国及び地方公共団体に対する法第15条及び第16条の規定の適用を排除し、報告の徴収、助言、指導及び勧告並びに公表の対象から、国及び地方公共団体である事業者が除外されたものである。

なお、国及び地方公共団体以外の公法人（独立行政法人等）については、利益だけを追い求めず公共性の高い事務・事業を行うことに特徴があるものの、事業として収益を上げている点で半ば民間法人の特徴を併せ持つため、報告の徴収、助言、指導及び勧告（法第15条）並びに公表（法第16条）の対象から除外されていない。